

子ども医療費給付制度の対象者を拡大します

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、8月1日から子どもの通院医療費の給付対象を小学校6年生までに拡大します。

また、保護者の所得制限および小・中学生の入院医療費に係る自己負担（入院1日につき500円）を廃止します。

新たに助成の対象となる方は下記のとおり申請が必要になります。なお、対象になると思われる方には5月上旬に申請書類などを送付しています。書類が届かない場合はお問い合わせください。

出生・転入などの際は、随時申請を受け付けます。

○助成内容

平成29年7月31日まで				
	対象者	給付	自己負担	所得制限
通院	未就学児童	現物給付	無	有
	小学生	×		
	中学生	×		
入院	未就学児童	現物給付	無	有
	小学生	償還払い	有	有
	中学生	償還払い	有	有



平成29年8月1日から				
	対象者	給付	自己負担	所得制限
通院	未就学児童	現物給付	無	無※
	小学生	現物給付	無	無
	中学生	×		
入院	未就学児童	現物給付	無	無※
	小学生	現物給付	無	無
	中学生	償還払い	無	無

※未就学児童については、県の補助事業対象者を判定するため、市の所得制限廃止後も保護者の所得審査が必要となります。

○申請者

平川市内に住所を有し、医療保険各法の被保険者または被扶養者で、次に該当する方の保護者

- ①小学生
- ②未就学児童のうち未申請の方（すでに申請し、所得制限限度額超過などの理由により給付を受けていない方は申請不要です）

※他の公費負担制度（ひとり親家庭等医療費給付制度、重度心身障害者医療費助成制度、生活保護制度など）により給付が受けられる場合を除きます。ただし、ひとり親家庭等医療費給付制度の対象者で、保護者などの所得制限限度額超過などにより非該当となる場合は、小学生までの子どものみ対象となります。

○提出書類

- ①子ども医療費受給資格証交付（更新）申請書
- ②口座振込依頼書
- ③振込先の通帳などの写し
- ④対象となる子どもの保険証の写し
- ⑤対象となる子ども・保護者のマイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類（運転免許証など）
- ⑥印鑑（スタンプ式は不可）

- ⑦平成28年度所得課税証明書（未就学児童の保護者で、平成28年1月2日以降に転入された方）※すでにきょうだいの給付申請などで提出している方は不要となる場合があります。申請時にその旨をお知らせください。

○受付期間

- 通知が届いた日～6月16日(金) 8時15分～17時
 ※土・日曜日を除きます。
 ※6月14日(水)～16日(金)は子育て支援課子育て支援係（健康センター内）のみ19時まで窓口を延長します。
 ※受付期間内に提出しないときは、受給資格の認定が8月1日以降になる場合がありますのでご注意ください。

○提出先（郵送可）

- ▷子育て支援課子育て支援係
- ▷尾上総合支所市民生活課市民係
- ▷碓ヶ関総合支所市民生活課市民係
- ▷葛川支所

○その他

受給資格証は7月中旬に送付予定です。